

国保広域化に対して大阪でなにを主張するか

2015. 8. 21 大西

国保「広域化」＝国保の根本問題の解決に背を向けたまま、市町村国保を「都道府県単位」に寄せ集め、都道府県の監視のもとで住民負担増や収納対策、医療費抑制を推進することがねらい。国・府・市町村での連携したたたかいが求められている。

1 医療保険制度改革関連法（2015年5月27日成立）（P 1）

（1）現在確認されている方向（「基盤強化に関する国と地方の協議」→P 2～3）

- ①平成30年度から、都道府県が市町村とともに国保運営を担う。都道府県が国保の財政運営の責任主体となる
- ②都道府県は、市町村ごとの「標準保険料率」と「納付金」（分賦金）額を示す。「納付金」額決定にあたっては市町村ごとの医療費水準、所得水準を反映する。
- ③市町村は、「標準保険料率」を参考に保険料率を定め、「納付金」を都道府県に納める
- ④毎年3400億円の「財政支援」（うち国負担増は600億円程度＝消費税増税分から）

（2）今後のスケジュール（P 4）

（3）すでに「全医療費『共同安定化事業』化」（平成27年度～）

○各市町村は拠出割合にのっとって国保連合会に拠出金を出す
→各市町村の医療費は国保連合会から必要に応じて交付（P 5）

○市町村からの拠出割合

現在 所得割25：被保険者割50：医療費実績割25

※ただし激変緩和措置をもうけ、マイナスの影響が出る市町村に対して、平成27年度90%、28年度75%、29年度60%を府が特別調整交付金でみる。（P 6～7）

2 広域化で懸念されること

○保険料値上げの恐れ（市町村ごとの保険料→P 8～11）

- ・「納付金」の算定基準「市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本」
- ・「財政安定化基金」で法定外繰入れをやめさせていく
- ・「標準保険料率」…市町村ごとに定めるとされているが大阪府は一本化に執着（P 12）

○市町村独自の減免制度がどうなるか

○広域化に向けた赤字解消の強制→きびしいとりたて、「厳罰」

- ・すでに大阪府は収納率向上などで調整交付金に差をつけている（P 13）が、「保険者努力支援制度」（700億～800億円・2018年度～）など、“がんばったところにお金を回す”仕掛けが強化される可能性

※市町村国保の現状

- ・法定外繰り入れ（市町村と府）、累積収支、滞納、資格証・短期証発行数（P 14）

3 党として大阪の地方議会で何を主張するか

- (1) 広域化を前提とした加入者負担増、市町村しばりはやめる
 - 「広域化等支援方針」などによる赤字解消、収納率向上などを市町村・住民におしつけない（府市）
 - 府特別調整交付金の交付基準から、赤字解消や収納率向上、医療費抑制、保険料増、法定外繰入れ抑制などをなくす（府）
 - 学資保険や児童手当の差し押さえなど、行きすぎた収納対策はあらためる。是正するよう市町村を指導する（府市）
 - 資格証乱発をやめる。短期証の期限は最低6か月にする。改善するよう市町村を指導する（府市）
- (2) 広域化しても、府と市町村が自治体本来の役割を発揮し、加入者負担増を防ぐ
 - 「納付金」の算定にあたっては、市町村ごとの所得や生活、医療の状況におうじて、市町村の意見を尊重する。保険料値上げにつながる金額をおしつけない（府）
 - 「標準保険料率」は府内一本化せず、所得や生活、医療の状況におうじて市町村ごとに示す。均等割、平等割の部分を抑制する。実際の保険料設定では市町村の自主性を尊重する（府）
 - 府一般会計から府国保特別会計へ繰入れをおこない、「納付金」を抑制する（府）
 - （例）＊保険料を独自減免する市町村に、一定の基準で「納付金」を減額する。府独自の減免制度を検討する
 - ＊福祉医療ペナルティを市町村に転嫁することはしない→見直しの動きも
 - 過大な「納付金」を保険料に転嫁しない（市）
 - ・一般会計繰入れで保険料を抑制する（堀内質問→P 17～19）
 - ・独自減免を充実させる
 - 「財政安定化基金」を加入者負担減に活用できるよう国に求める（府市）
 - 「保険者努力支援制度」を、医療費抑制や収納強化ではなく、住民の健康増進や加入者負担減への支援とするよう国に求める（府市）
- (3) 国保を国保法の精神（社会保障制度）にのっとり再建の軌道に乗せる
 - 国民の医療を受ける機会を奪うのではなく、検診の推進など早期発見・早期治療、介護予防、生涯スポーツ振興やルールある働き方で府民の健康を増進するなど、結果として医療費抑制にもつながる計画をつくり推進する（国府）
 - 国負担の回復で“払える国保料”にする（国）（P 20）
 - ・当面、国の責任で年間1人1万円引き下げる
 - ・法定減免を拡充する
 - ・福祉医療ペナルティを廃止する
 - 窓口負担を当面2割に引き下げる（国）
 - 非正規労働者の正規化や社会保険加入をすすめる（国）
 - 大阪のくらしと経済の活性化で国保加入者の所得を増やす（国府）

以上

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要

(平成27年5月27日成立)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

1. 国民健康保険の安定化

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化 (27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円)
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施

(現行:1/3総報酬割→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割)
人数:所得 = 2:1 → 0:1

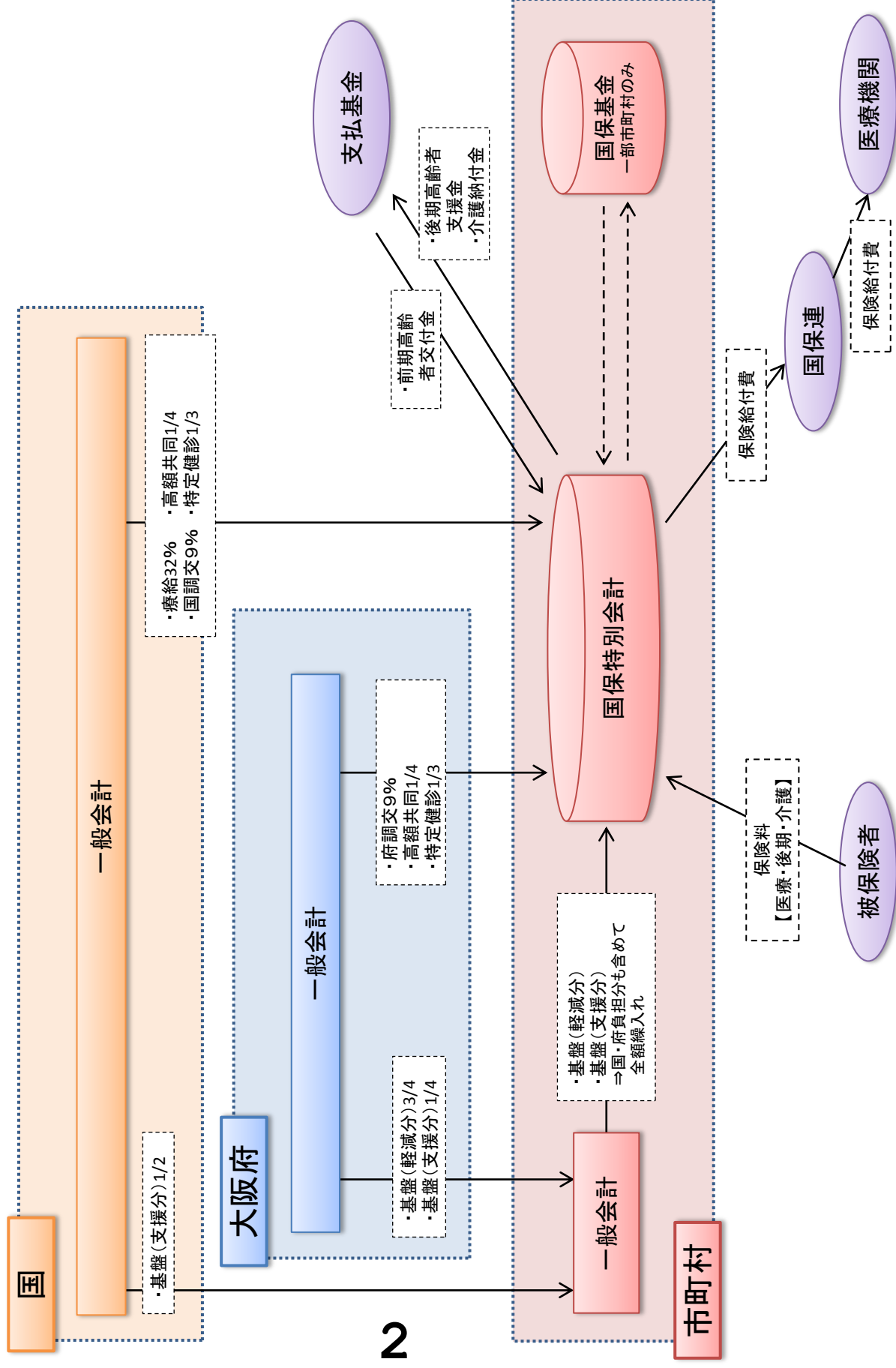
3. 負担の公平化等

- ①入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引上げ
(現行:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)
- ②特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする (紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入) 54円~17円
- ③健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ (121万円から139万円に)

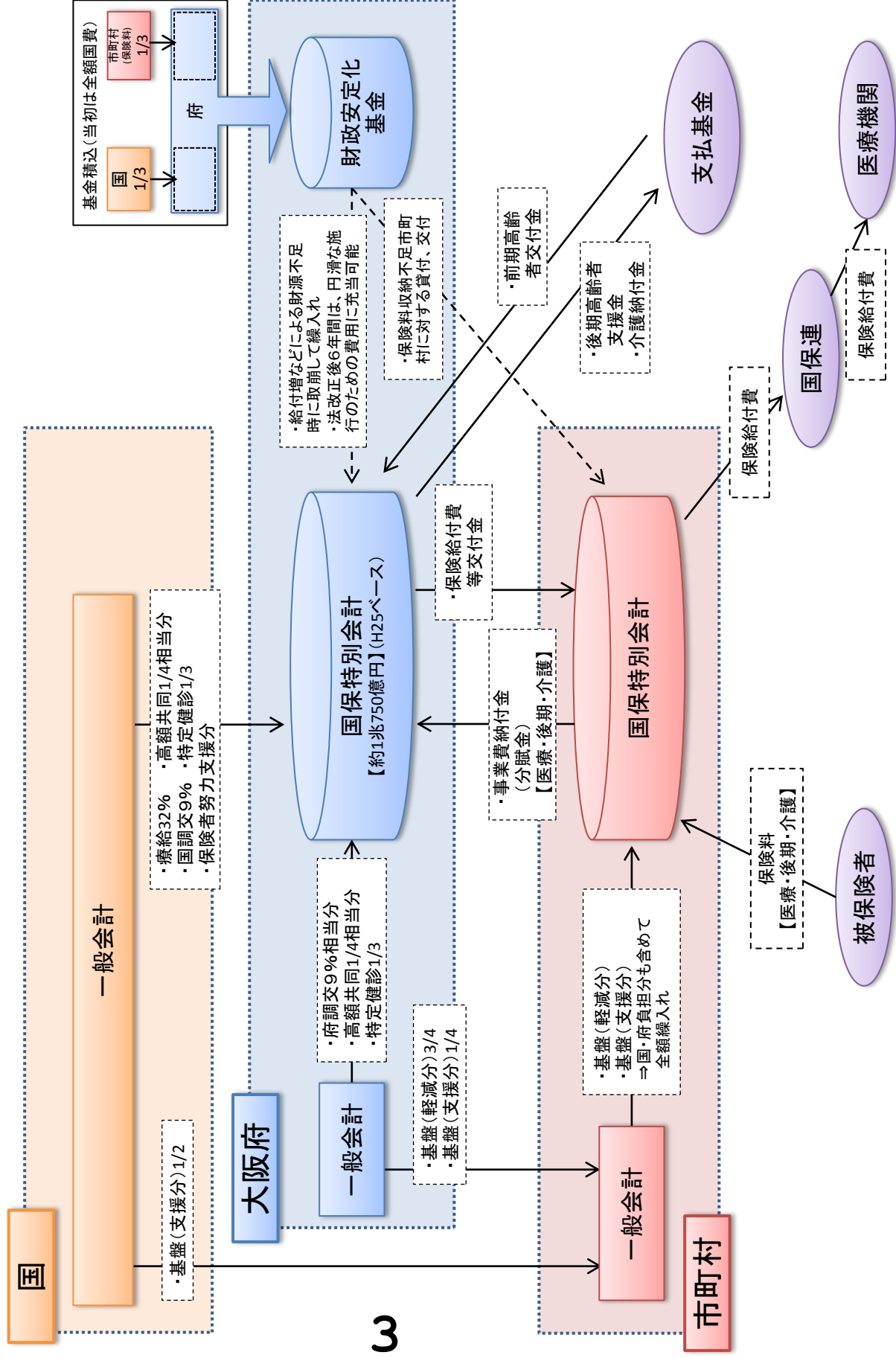
4. その他

- ①協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる
- ②被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し
(被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないよう、調整補助金を増額)
- ③医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
 - ・都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定
 - ・保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加
- ④患者申出療養を創設 (患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

(参考) 現行の国保財政イメージ



国保制度改革後の国保財政イメージ



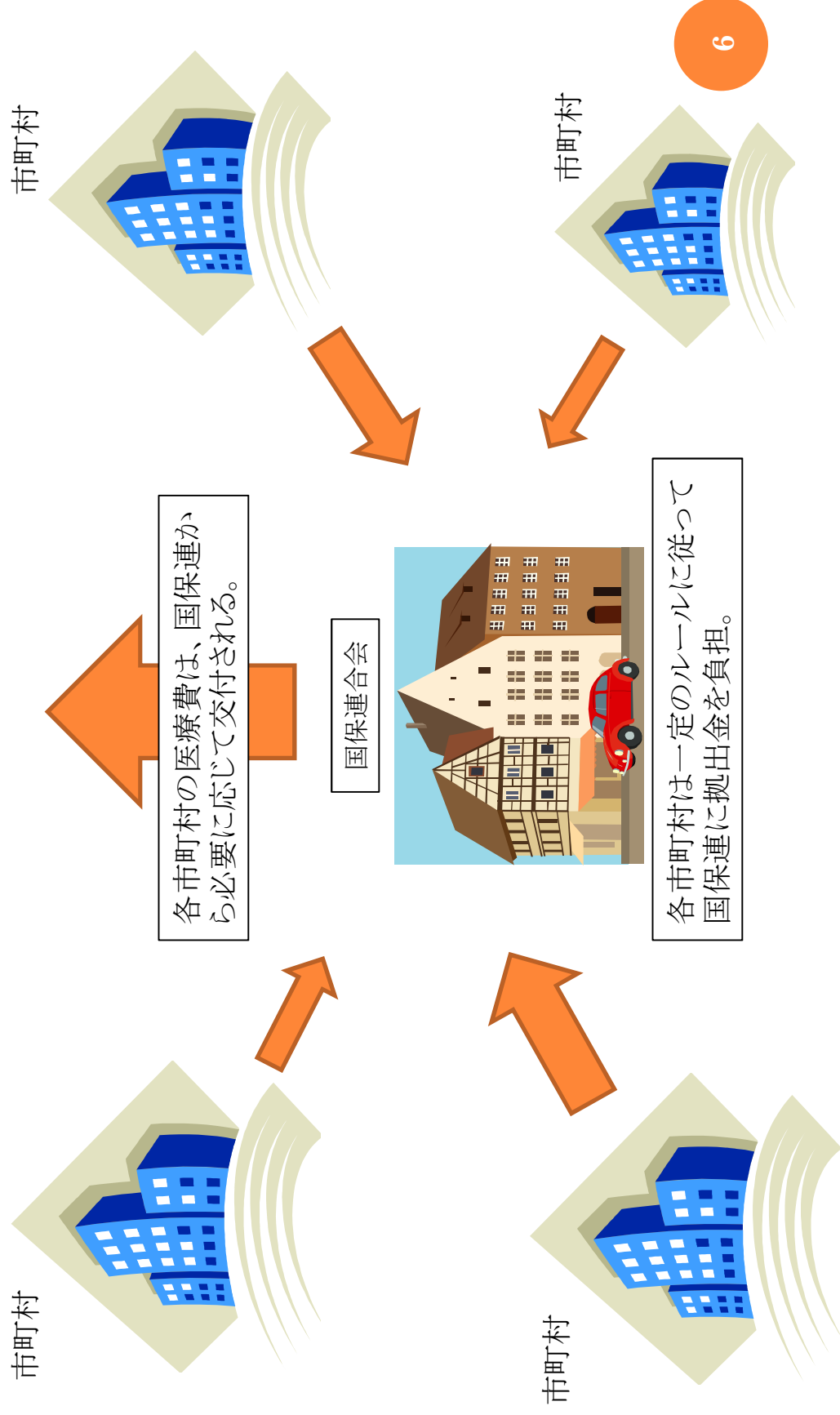
■平成27年度のスケジュール(案)

資料 5

	H27.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H28.1	2	3
国関係		改正法案成立	国保基盤強化協議会再開(未定)									
国保広域化調整会議		第1回 〔議論の方向性 WG設置〕		反映		第2回 〔WG中間報告〕			反映		第3回 〔まとめ〕	
	財政運営検討WG			月1回程度 〔事業費納付金算定ルール 標準保険料率 等〕					月1回程度 〔事業費納付金算定ルール 標準保険料率 等〕			まとめ
	事業運営検討WG			月1回程度 〔資格・給付・保健事業の処理基準 事業運営の広域化・共同処理 等〕					月1回程度 〔資格・給付・保健事業の処理基準 事業運営の広域化・共同処理 等〕			
規定整備											基金条例制定	運営協議会 設置条例制定 (附属種国条例改正)

保険財政共同安定化事業

保険財政共同安定化事業の仕組み(イメージ)



保険財政共同安定化事業シミュレーション(平成25年度実績ベース)【案3】

財政影響額

平成26年度
現在

改正後

激変緩和措置

単位:千円

対象医療費		30万円超	1円以上		調整交付金による激変緩和後の保財共収支					
拠出割合		所得割25: 被保険者50: 実績割25	所得割25: 被保険者50: 医療費実績割25		H27 激変緩和 90%		H28 激変緩和 75%		(H29) 〔都道府県化〕 激変緩和 60%	
保険者名		年額	年額	影響額	激変緩和後の 年額	影響額	激変緩和後の 年額	影響額	激変緩和後の 年額	影響額
1	大阪市	1,743,688	6,730,465	4,986,777	6,730,465	4,986,777	6,730,465	4,986,777	6,730,465	4,986,777
2	堺市	51,187	▲ 489,662	▲ 540,849	▲ 2,898	▲ 54,085	▲ 84,025	▲ 135,212	▲ 165,153	▲ 216,340
3	岸和田市	142,845	105,899	▲ 36,946	139,150	▲ 3,695	133,608	▲ 9,236	128,066	▲ 14,778
4	豊中市	▲ 180,266	▲ 484,505	▲ 304,239	▲ 210,690	▲ 30,424	▲ 256,326	▲ 76,060	▲ 301,961	▲ 121,696
5	池田市	▲ 67,666	▲ 207,543	▲ 139,877	▲ 81,653	▲ 13,988	▲ 102,635	▲ 34,969	▲ 123,617	▲ 55,951
6	吹田市	▲ 269,939	▲ 685,229	▲ 415,291	▲ 311,468	▲ 41,529	▲ 373,761	▲ 103,823	▲ 436,055	▲ 166,116
7	泉大津市	38,450	112,694	74,244	112,694	74,244	112,694	74,244	112,694	74,244
8	高槻市	▲ 283,501	▲ 829,460	▲ 545,959	▲ 338,097	▲ 54,596	▲ 419,991	▲ 136,490	▲ 501,885	▲ 218,384
9	貝塚市	118,110	87,195	▲ 30,915	115,019	▲ 3,092	110,382	▲ 7,729	105,744	▲ 12,366
10	守口市	18,394	21,010	2,617	21,010	2,617	21,010	2,617	21,010	2,617
11	枚方市	▲ 140,069	▲ 645,810	▲ 505,741	▲ 190,644	▲ 50,574	▲ 266,505	▲ 126,435	▲ 342,366	▲ 202,296
12	茨木市	▲ 205,995	▲ 675,394	▲ 469,398	▲ 252,935	▲ 46,940	▲ 323,345	▲ 117,350	▲ 393,755	▲ 187,759
13	八尾市	▲ 155,039	▲ 331,385	▲ 176,346	▲ 172,673	▲ 17,635	▲ 199,125	▲ 44,086	▲ 225,577	▲ 70,538
14	泉佐野市	167,964	271,628	103,664	271,628	103,664	271,628	103,664	271,628	103,664
15	富田林市	33,511	▲ 73,209	▲ 106,720	22,839	▲ 10,672	6,831	▲ 26,680	▲ 9,177	▲ 42,688
16	寝屋川市	▲ 206,786	▲ 400,590	▲ 193,804	▲ 226,166	▲ 19,380	▲ 255,237	▲ 48,451	▲ 284,308	▲ 77,522
17	河内長野市	▲ 141,561	▲ 386,763	▲ 245,202	▲ 166,081	▲ 24,520	▲ 202,862	▲ 61,300	▲ 239,642	▲ 98,081
18	松原市	▲ 75,699	▲ 85,944	▲ 10,246	▲ 76,723	▲ 1,025	▲ 78,260	▲ 2,561	▲ 79,797	▲ 4,098
19	大東市	▲ 72,071	▲ 113,089	▲ 41,019	▲ 76,173	▲ 4,102	▲ 82,325	▲ 10,255	▲ 88,478	▲ 16,407
20	和泉市	▲ 65,381	▲ 88,727	▲ 23,346	▲ 67,715	▲ 2,335	▲ 71,217	▲ 5,836	▲ 74,719	▲ 9,338
21	箕面市	▲ 208,917	▲ 533,262	▲ 324,345	▲ 241,352	▲ 32,435	▲ 290,004	▲ 81,086	▲ 338,655	▲ 129,738
22	柏原市	▲ 8,065	▲ 46,198	▲ 38,133	▲ 11,878	▲ 3,813	▲ 17,598	▲ 9,533	▲ 23,318	▲ 15,253
23	羽曳野市	▲ 96,310	▲ 175,272	▲ 78,962	▲ 104,206	▲ 7,896	▲ 116,051	▲ 19,740	▲ 127,895	▲ 31,585
24	門真市	4,709	▲ 3,283	▲ 7,991	3,910	▲ 799	2,711	▲ 1,998	1,512	▲ 3,197
25	摂津市	▲ 4,275	▲ 134,131	▲ 129,857	▲ 17,260	▲ 12,986	▲ 36,739	▲ 32,464	▲ 56,217	▲ 51,943
26	高石市	▲ 5,985	▲ 56,761	▲ 50,776	▲ 11,063	▲ 5,078	▲ 18,679	▲ 12,694	▲ 26,295	▲ 20,311
27	藤井寺市	▲ 62,141	▲ 97,211	▲ 35,069	▲ 65,648	▲ 3,507	▲ 70,909	▲ 8,767	▲ 76,169	▲ 14,028
28	東大阪市	144,492	174,758	30,267	174,758	30,267	174,758	30,267	174,758	30,267
29	泉南市	▲ 2,537	▲ 54,857	▲ 52,320	▲ 7,769	▲ 5,232	▲ 15,617	▲ 13,080	▲ 23,465	▲ 20,928
30	四條畷市	22,236	▲ 777	▲ 23,014	19,935	▲ 2,301	16,483	▲ 5,753	13,031	▲ 9,205
31	交野市	▲ 105,598	▲ 266,932	▲ 161,333	▲ 121,732	▲ 16,133	▲ 145,932	▲ 40,333	▲ 170,132	▲ 64,533
32	島本町	▲ 1,040	▲ 51,771	▲ 50,730	▲ 6,113	▲ 5,073	▲ 13,723	▲ 12,683	▲ 21,333	▲ 20,292
33	豊能町	▲ 52,449	▲ 148,118	▲ 95,669	▲ 62,016	▲ 9,567	▲ 76,366	▲ 23,917	▲ 90,717	▲ 38,268
34	能勢町	15,606	13,163	▲ 2,444	15,362	▲ 244	14,995	▲ 611	14,629	▲ 978
35	忠岡町	684	13,314	12,631	13,314	12,631	13,314	12,631	13,314	12,631
36	熊取町	▲ 27,721	▲ 96,773	▲ 69,052	▲ 34,626	▲ 6,905	▲ 44,984	▲ 17,263	▲ 55,342	▲ 27,621
37	田尻町	▲ 14,987	▲ 14,432	556	▲ 14,432	556	▲ 14,432	556	▲ 14,432	556
38	阪南市	▲ 5,980	▲ 58,838	▲ 52,857	▲ 11,266	▲ 5,286	▲ 19,194	▲ 13,214	▲ 27,123	▲ 21,143
39	岬町	19,695	▲ 20,208	▲ 39,903	15,705	▲ 3,990	9,719	▲ 9,976	3,734	▲ 15,961
40	太子町	▲ 5,662	▲ 47,129	▲ 41,466	▲ 9,809	▲ 4,147	▲ 16,029	▲ 10,367	▲ 22,249	▲ 16,587
41	河南町	▲ 31,140	▲ 59,059	▲ 27,918	▲ 33,932	▲ 2,792	▲ 38,120	▲ 6,980	▲ 42,308	▲ 11,167
42	千早赤阪村	▲ 14,751	▲ 36,112	▲ 21,361	▲ 16,887	▲ 2,136	▲ 20,091	▲ 5,340	▲ 23,296	▲ 8,544
43	大阪狭山市	▲ 10,037	▲ 131,693	▲ 121,655	▲ 22,203	▲ 12,166	▲ 40,451	▲ 30,414	▲ 58,700	▲ 48,662
合計		0	▲ 0	▲ 0	4,689,679	4,689,679	3,908,066	3,908,066	3,126,453	3,126,453
(拠出超過)		▲ 2,521,570	▲ 7,530,127	▲ 5,210,754	▲ 2,966,110	▲ 521,075	▲ 3,710,533	▲ 1,302,689	▲ 4,464,134	▲ 2,084,302

・数値は保財共事業における保険者ごとの拠出・交付総額で、プラスは交付・マイナスは拠出を表す

・拠出超過は、各区分ごとの拠出(マイナス)の影響額の合計で、財政調整規模を示す金額

保険財政共同安定化事業シミュレーション(平成25年度実績ベース)【案3】

一人当たり額

平成26年度
現在

改正後

激変緩和措置

単位:円

対象医療費		30万円以上	1円以上		調整交付金による激変緩和後の一人当たり保財共収支					
拠出割合		所得割25: 被保険者50: 実績割25	所得割25: 被保険者割50: 医療費実績割25		H27 激変緩和 90%		H28 激変緩和 75%		(H29) 〔都道府県化〕 激変緩和 60%	
保険者名		1人当たり 年額	1人当たり 年額	影響額	激変緩和後の 一人当たり年額	影響額	激変緩和後の 一人当たり年額	影響額	激変緩和後の 一人当たり年額	影響額
1	大阪市	2,288	8,831	6,543	8,831	6,543	8,831	6,543	8,831	6,543
2	堺市	227	▲ 2,175	▲ 2,402	▲ 13	▲ 240	▲ 373	▲ 601	▲ 734	▲ 961
3	岸和田市	2,628	1,949	▲ 679	2,560	▲ 68	2,459	▲ 170	2,357	▲ 272
4	豊中市	▲ 1,801	▲ 4,840	▲ 3,039	▲ 2,105	▲ 304	▲ 2,561	▲ 760	▲ 3,016	▲ 1,216
5	池田市	▲ 2,712	▲ 8,319	▲ 5,607	▲ 3,273	▲ 561	▲ 4,114	▲ 1,402	▲ 4,955	▲ 2,243
6	吹田市	▲ 3,358	▲ 8,525	▲ 5,167	▲ 3,875	▲ 517	▲ 4,650	▲ 1,292	▲ 5,425	▲ 2,067
7	泉大津市	2,003	5,871	3,868	5,871	3,868	5,871	3,868	5,871	3,868
8	高槻市	▲ 3,189	▲ 9,330	▲ 6,141	▲ 3,803	▲ 614	▲ 4,724	▲ 1,535	▲ 5,645	▲ 2,457
9	貝塚市	5,295	3,910	▲ 1,385	5,157	▲ 139	4,949	▲ 346	4,741	▲ 554
10	守口市	428	489	61	489	61	489	61	489	61
11	枚方市	▲ 1,388	▲ 6,402	▲ 5,014	▲ 1,890	▲ 501	▲ 2,642	▲ 1,253	▲ 3,394	▲ 2,005
12	茨木市	▲ 3,218	▲ 10,552	▲ 7,334	▲ 3,952	▲ 733	▲ 5,052	▲ 1,833	▲ 6,152	▲ 2,933
13	八尾市	▲ 1,993	▲ 4,259	▲ 2,266	▲ 2,219	▲ 227	▲ 2,559	▲ 567	▲ 2,899	▲ 906
14	泉佐野市	6,359	10,283	3,924	10,283	3,924	10,283	3,924	10,283	3,924
15	富田林市	1,102	▲ 2,406	▲ 3,508	751	▲ 351	225	▲ 877	▲ 301	▲ 1,403
16	寝屋川市	▲ 3,024	▲ 5,858	▲ 2,834	▲ 3,308	▲ 283	▲ 3,733	▲ 708	▲ 4,158	▲ 1,134
17	河内長野市	▲ 4,893	▲ 13,368	▲ 8,475	▲ 5,741	▲ 847	▲ 7,012	▲ 2,119	▲ 8,283	▲ 3,390
18	松原市	▲ 1,966	▲ 2,232	▲ 266	▲ 1,992	▲ 27	▲ 2,032	▲ 67	▲ 2,072	▲ 106
19	大東市	▲ 1,938	▲ 3,041	▲ 1,103	▲ 2,048	▲ 110	▲ 2,214	▲ 276	▲ 2,379	▲ 441
20	和泉市	▲ 1,462	▲ 1,983	▲ 521	▲ 1,514	▲ 52	▲ 1,592	▲ 130	▲ 1,670	▲ 209
21	箕面市	▲ 6,204	▲ 15,835	▲ 9,631	▲ 7,167	▲ 963	▲ 8,612	▲ 2,408	▲ 10,056	▲ 3,852
22	柏原市	▲ 414	▲ 2,372	▲ 1,958	▲ 610	▲ 196	▲ 904	▲ 489	▲ 1,197	▲ 783
23	羽曳野市	▲ 2,924	▲ 5,321	▲ 2,397	▲ 3,164	▲ 240	▲ 3,523	▲ 599	▲ 3,883	▲ 959
24	門真市	113	▲ 79	▲ 192	94	▲ 19	65	▲ 48	36	▲ 77
25	摂津市	▲ 175	▲ 5,501	▲ 5,326	▲ 708	▲ 533	▲ 1,507	▲ 1,331	▲ 2,306	▲ 2,130
26	高石市	▲ 393	▲ 3,731	▲ 3,338	▲ 727	▲ 334	▲ 1,228	▲ 834	▲ 1,728	▲ 1,335
27	藤井寺市	▲ 3,497	▲ 5,470	▲ 1,973	▲ 3,694	▲ 197	▲ 3,990	▲ 493	▲ 4,286	▲ 789
28	東大阪市	986	1,193	207	1,193	207	1,193	207	1,193	207
29	泉南市	▲ 119	▲ 2,577	▲ 2,458	▲ 365	▲ 246	▲ 734	▲ 614	▲ 1,102	▲ 983
30	四條畷市	1,403	▲ 49	▲ 1,452	1,258	▲ 145	1,040	▲ 363	822	▲ 581
31	交野市	▲ 5,677	▲ 14,350	▲ 8,673	▲ 6,544	▲ 867	▲ 7,845	▲ 2,168	▲ 9,146	▲ 3,469
32	島本町	▲ 149	▲ 7,432	▲ 7,283	▲ 878	▲ 728	▲ 1,970	▲ 1,821	▲ 3,062	▲ 2,913
33	豊能町	▲ 8,768	▲ 24,761	▲ 15,993	▲ 10,367	▲ 1,599	▲ 12,766	▲ 3,998	▲ 15,165	▲ 6,397
34	能勢町	4,537	3,827	▲ 710	4,466	▲ 71	4,359	▲ 177	4,253	▲ 284
35	忠岡町	145	2,831	2,686	2,831	2,686	2,831	2,686	2,831	2,686
36	熊取町	▲ 2,434	▲ 8,498	▲ 6,064	▲ 3,041	▲ 606	▲ 3,950	▲ 1,516	▲ 4,860	▲ 2,425
37	田尻町	▲ 7,725	▲ 7,439	286	▲ 7,439	286	▲ 7,439	286	▲ 7,439	286
38	阪南市	▲ 370	▲ 3,645	▲ 3,275	▲ 698	▲ 327	▲ 1,189	▲ 819	▲ 1,680	▲ 1,310
39	岬町	3,948	▲ 4,050	▲ 7,998	3,148	▲ 800	1,948	▲ 1,999	749	▲ 3,199
40	太子町	▲ 1,528	▲ 12,717	▲ 11,189	▲ 2,647	▲ 1,119	▲ 4,325	▲ 2,797	▲ 6,004	▲ 4,476
41	河南町	▲ 6,899	▲ 13,084	▲ 6,185	▲ 7,517	▲ 619	▲ 8,445	▲ 1,546	▲ 9,373	▲ 2,474
42	千早赤阪村	▲ 7,995	▲ 19,573	▲ 11,578	▲ 9,153	▲ 1,158	▲ 10,890	▲ 2,894	▲ 12,626	▲ 4,631
43	大阪狭山市	▲ 681	▲ 8,936	▲ 8,255	▲ 1,507	▲ 825	▲ 2,745	▲ 2,064	▲ 3,983	▲ 3,302

・数値は保財共事業における被保険者1人当たりの拠出・交付額で、プラスは交付・マイナスは拠出を表す

4 保険料（税）

＜平成26年度保険料（税）率（市町村）＞ 〔医療分〕

保険者名	所得割 算定の 基礎	保険料(税)率				賦課限度額 (千円)	本算定 期 日
		所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)		
1 大 阪 市	イ	8.09		20,108	33,865	510	6月1日
2 堺 市	イ	8.10		21,840	28,320	510	6月1日
3 岸 和 田 市	イ	8.28		26,000	28,000	490	7月1日
4 豊 中 市	イ	7.84		25,510	21,702	510	6月1日
5 池 田 市	イ	9.19		36,779	15,776	510	7月1日
6 吹 田 市	イ	7.57		12,278	49,519	510	6月1日
7 泉 大 津 市	イ	8.80		24,360	21,450	510	7月1日
8 高 槻 市	イ	7.03		7,284	51,290	510	8月1日
9 貝 塚 市	イ	9.10		25,000	23,000	290～500	7月1日
10 守 口 市	イ	9.45		26,760	37,440	510	6月1日
11 枚 方 市	イ	7.00		18,520	24,000	510	6月1日
12 茨 木 市	イ	6.24		24,820	18,650	510	6月1日
13 八 尾 市	イ	8.00		23,520	19,290	510	6月1日
14 泉 佐 野 市	イ	10.50		29,640	25,200	510	6月1日
15 富 田 林 市	イ	8.29		28,600	21,700	510	7月1日
16 寝 屋 川 市	イ	8.35		26,100	19,560	510	6月1日
17 河 内 長 野 市	イ	7.96		27,960	21,720	510	7月1日
18 松 原 市	イ	8.34		27,960	22,320	510	7月1日
(19) 大 東 市	イ	8.00		23,540	32,400	510	6月1日
20 和 泉 市	イ	8.80		27,360	24,120	450	7月1日
21 箕 面 市	イ	6.97		39,000	—	510	6月1日
22 柏 原 市	イ	8.27		24,480	21,360	510	7月1日
23 羽 曳 野 市	イ	7.80		23,770	18,990	510	7月1日
24 門 真 市	イ	8.43		24,780	18,740	510	6月1日
25 摂 津 市	イ	7.19		25,760	19,980	510	6月1日
26 高 石 市	イ	8.60		29,200	22,480	510	7月1日
27 藤 井 寺 市	イ	8.90		28,200	23,100	510	6月15日
28 東 大 阪 市	イ	9.70		28,440	20,640	510	6月1日
(29) 泉 南 市	イ	7.50	26.60	24,940	31,890	410	6月1日
30 四 條 畷 市	イ	7.29		22,516	17,017	510	6月1日
31 交 野 市	イ	7.30		27,360	21,540	510	6月1日
32 島 本 町	イ	7.72		25,140	27,960	510	7月1日
(33) 豊 能 町	イ	6.40		30,000	24,600	510	7月1日
(34) 能 勢 町	イ	8.56		27,700	22,900	510	7月1日
35 忠 岡 町	イ	8.34		25,310	26,010	490	7月1日
36 熊 取 町	イ	7.70		27,153	22,128	510	7月1日
37 田 尻 町	イ	5.31		15,620	15,800	510	7月1日
38 阪 南 市	イ	9.32		27,094	22,169	510	7月1日
39 岬 町	イ	8.07		27,140	7,580	510	7月1日
40 太 子 町	イ	7.62		26,700	22,320	510	7月1日
41 河 南 町	イ	7.17		27,800	23,400	510	7月1日
42 千 早 赤 阪 村	イ	7.68		27,445	23,169	490	7月1日
43 大 阪 狭 山 市	イ	8.25		29,800	23,300	510	7月1日

(注) 所得割の算定基礎

イー課税総所得金額(基礎控除)「旧ただし書」

ロー課税総所得金額(各種控除)「本文」

ハー市町村民税所得割額

ニー市町村民税・府市民税額

ホーその他(課税総所得金額等)

* 賦課限度額

(貝塚市)

総所得金額

400万円未満 29万円

600万円未満 36万円

800万円未満 43万円

800万円以上 50万円

4 保険料（税）

＜平成26年度保険料（税）率（市町村）＞

〔後期分〕

	保険者名	所得割算 定の基礎	保険料(税)率				賦課限度額 (千円)	本算定 期 日
			所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)		
1	大 阪 市	イ	2.79		6,809	11,467	160	6月1日
2	堺 市	イ	3.36		8,160	10,560	140	6月1日
3	岸 和 田 市	イ	3.10		9,000	10,200	140	7月1日
4	豊 中 市	イ	2.23		8,299	5,965	160	6月1日
5	池 田 市	イ	2.87		11,482	4,926	160	7月1日
6	吹 田 市	イ	2.66		4,190	16,900	160	6月1日
7	泉 大 津 市	イ	2.60		8,550	6,690	140	7月1日
8	高 槻 市	イ	2.72		2,724	19,181	160	8月1日
9	貝 塚 市	イ	2.30		7,100	5,900	130	7月1日
10	守 口 市	イ	3.30		9,720	13,560	160	6月1日
11	枚 方 市	イ	2.89		7,330	9,500	160	6月1日
12	茨 木 市	イ	2.68		10,020	7,530	160	6月1日
13	八 尾 市	イ	3.11		8,740	7,170	160	6月1日
14	泉 佐 野 市	イ	2.40		6,240	4,920	140	6月1日
15	富 田 林 市	イ	2.69		8,900	6,800	160	7月1日
16	寝 屋 川 市	イ	2.84		8,400	6,240	160	6月1日
17	河 内 長 野 市	イ	3.14		10,560	8,160	160	7月1日
18	松 原 市	イ	2.96		9,360	7,320	140	7月1日
19	大 東 市	イ	3.24		5,880	6,720	140	6月1日
20	和 泉 市	イ	2.60		8,400	7,080	120	7月1日
21	箕 面 市	イ	2.69		14,700	—	160	6月1日
22	柏 原 市	イ	3.61		9,840	8,640	160	7月1日
23	羽 曳 野 市	イ	3.40		9,710	7,750	160	7月1日
24	門 真 市	イ	3.10		9,110	6,900	160	6月1日
25	摂 津 市	イ	2.56		8,930	6,930	160	6月1日
26	高 石 市	イ	3.30		11,300	8,720	140	7月1日
27	藤 井 寺 市	イ	2.80		9,000	7,800	160	6月15日
28	東 大 阪 市	イ	3.55		9,960	7,200	160	6月1日
29	泉 南 市	イ	1.95	6.60	6,400	8,200	110	6月1日
30	四 條 畷 市	イ	3.32		9,481	7,165	160	6月1日
31	交 野 市	イ	2.24		8,180	6,440	160	6月1日
32	島 本 町	イ	2.57		8,280	9,240	160	7月1日
33	豊 能 町	イ	1.42		6,800	5,300	160	7月1日
34	能 勢 町	イ	2.43		7,800	6,500	160	7月1日
35	忠 岡 町	イ	2.95		8,970	9,220	140	7月1日
36	熊 取 町	イ	2.74		9,315	7,591	150	7月1日
37	田 尻 町	イ	4.70		11,510	11,640	140	7月1日
38	阪 南 市	イ	2.81		8,347	6,830	160	7月1日
39	岬 町	イ	2.21		7,580	7,490	160	7月1日
40	太 子 町	イ	2.37		8,340	6,960	160	7月1日
41	河 南 町	イ	2.60		9,900	8,300	160	7月1日
42	千 早 赤 阪 村	イ	2.30		8,159	6,888	140	7月1日
43	大 阪 狭 山 市	イ	2.40		9,400	8,100	160	7月1日

4 保険料（税）

<平成26年度保険料（税）率（市町村）>

〔介護分〕

保険者名		所得割算 定の基礎	保険料(税)率				賦課限度額 (千円)	本算定 期 日
			所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)		
1	大 阪 市	イ	2.70		8,318	10,017	140	6月1日
2	堺 市	イ	4.18		17,280		120	6月1日
3	岸 和 田 市	イ	3.92		12,300	7,200	100	7月1日
4	豊 中 市	イ	1.93		13,076		140	6月1日
5	池 田 市	イ	3.03		13,712	4,175	140	7月1日
6	吹 田 市	イ	2.82		5,038	14,441	140	6月1日
7	泉 大 津 市	イ	2.60		11,350	6,020	120	7月1日
8	高 槻 市	イ	2.64		2,892	14,079	140	8月1日
9	貝 塚 市	イ	2.00		9,300	5,200	100	7月1日
10	守 口 市	イ	3.00		11,880	12,360	140	6月1日
11	枚 方 市	イ	2.45		14,960		140	6月1日
12	茨 木 市	イ	2.74		11,680	6,120	140	6月1日
13	八 尾 市	イ	3.16		15,780		140	6月1日
14	泉 佐 野 市	イ	2.50		8,880	5,040	100	6月1日
15	富 田 林 市	イ	2.66		9,900	5,300	140	7月1日
16	寝 屋 川 市	イ	2.65		13,620		140	6月1日
17	河 内 長 野 市	イ	3.90		12,120	6,480	140	7月1日
18	松 原 市	イ	3.71		11,640	6,240	140	7月1日
19	大 東 市	イ	2.20		15,320		120	6月1日
20	和 泉 市	イ	2.30		8,880	5,160	100	7月1日
21	箕 面 市	イ	2.96		18,100		140	6月1日
22	柏 原 市	イ	3.59		11,520	6,960	140	7月1日
23	羽 曳 野 市	イ	3.24		11,640	6,330	140	7月1日
24	門 真 市	イ	2.18		13,020		140	6月1日
25	摂 津 市	イ	2.76		12,190	6,520	140	6月1日
26	高 石 市	イ	2.90		18,000		120	7月1日
27	藤 井 寺 市	イ	2.40		9,000	5,100	140	6月15日
28	東 大 阪 市	イ	3.35		12,240	6,360	140	6月1日
29	泉 南 市	イ	2.00	2.50	7,500	4,500	90	6月1日
30	四 條 畷 市	イ	3.03		15,894		140	6月1日
31	交 野 市	イ	2.18		9,930	5,780	140	6月1日
32	島 本 町	イ	3.25		10,200	8,340	140	7月1日
33	豊 能 町	イ	1.80		7,700	4,000	140	7月1日
34	能 勢 町	イ	2.02		8,400	4,700	140	7月1日
35	忠 岡 町	イ	2.87		11,220	7,730	120	7月1日
36	熊 取 町	イ	3.15		11,075	6,106	130	7月1日
37	田 尻 町	イ	2.41		7,310	5,360	120	7月1日
38	阪 南 市	イ	3.64		10,834	6,736	140	7月1日
39	岬 町	イ	3.05		16,470		140	7月1日
40	太 子 町	イ	2.46		10,320	5,820	140	7月1日
41	河 南 町	イ	2.61		11,700	6,600	140	7月1日
42	千 早 赤 阪 村	イ	2.40		7,761	4,155	120	7月1日
43	大 阪 狭 山 市	イ	2.35		10,100	6,100	140	7月1日

③モデルケースごとの2015年度国保料(医療分＋支援金分＋介護分) 大阪社保協調査201507現在

- ①現役40歳代夫婦と未成年の子供2人の4人世帯の国保料
②65歳以上74歳以下で年金生活者高齢者夫婦のみ世帯
③65歳以上74歳以下高齢者で年金生活者・独居世帯

	所得100万			所得200万			所得300万円											
	①	②	順位	③	順位	①	②	順位	③	順位	①	②	順位	③	順位			
大阪市	177,984	33	121,649	38	143,958	14	364,313	31	278,975	25	252,058	18	532,867	30	387,075	24	360,158	20
豊中市	134,443	43	94,868	42	122,197	40	351,641	37	263,454	35	229,645	37	509,455	36	364,154	37	330,345	36
池田市	206,826	4	160,423	11	137,178	24	412,429	8	291,108	11	245,978	25	594,939	8	399,908	13	354,778	25
豊能町	162,500	39	135,100	36	119,000	42	317,700	41	234,000	41	197,200	42	453,200	41	312,200	42	275,400	42
能勢町	183,500	27	153,800	17	138,400	21	371,500	29	283,800	19	248,300	23	540,100	27	393,700	21	358,200	22
箕面市	191,535	17	158,699	14	124,739	38	380,309	25	283,039	20	226,439	38	547,325	24	384,739	25	328,139	38
高槻市	153,290	41	141,010	32	149,140	6	322,600	40	260,440	38	250,240	40	478,570	40	361,540	38	351,340	27
島本町	194,260	14	158,280	15	145,090	13	393,050	17	288,010	14	253,390	15	571,410	13	396,310	18	361,690	18
茨木市	180,860	30	114,870	41	128,430	37	362,340	33	261,820	37	225,630	39	523,990	33	359,020	39	322,830	40
吹田市	163,330	38	150,630	25	153,930	3	338,000	39	276,120	27	259,430	10	497,190	39	381,620	28	364,930	14
摂津市	186,272	23	118,596	39	132,753	31	373,024	28	270,558	30	233,853	34	539,334	28	371,658	32	334,953	35
守口市	207,190	3	173,710	2	162,100	1	418,200	5	315,380	2	280,100	2	607,230	3	433,380	2	398,100	2
門真市	185,060	24	151,310	22	135,980	27	378,740	26	285,960	16	252,280	17	553,930	23	402,260	11	368,580	11
大東市	183,600	26	153,500	18	143,800	16	374,300	27	285,500	17	256,200	11	546,100	26	397,900	14	368,600	10
四條畷市	178,750	32	145,840	31	130,980	35	381,100	24	273,300	29	240,280	31	556,820	20	382,600	27	349,580	28
寝屋川市	187,000	21	149,700	28	133,900	30	381,300	23	279,900	23	245,200	27	556,500	21	391,200	22	356,500	24
枚方市	172,300	37	140,400	33	131,200	34	352,800	36	262,600	36	235,700	32	516,200	35	367,100	35	340,200	33
交野市	181,900	29	147,700	29	131,500	33	364,200	32	267,100	32	230,500	36	526,500	32	366,100	36	329,500	37
東大阪市	200,305	9	163,575	4	146,535	7	409,889	10	308,115	5	271,035	4	599,445	5	432,615	4	395,535	4
八尾市	176,910	34	115,760	40	128,590	36	360,730	34	266,630	33	234,990	33	526,590	31	373,030	31	341,390	32
柏原市	202,316	6	165,497	3	149,945	4	413,884	6	309,685	4	273,445	3	605,196	4	433,185	3	396,945	3
松原市	201,330	8	162,006	7	145,110	12	410,034	9	299,910	8	262,110	9	598,170	6	416,910	8	379,110	8
羽曳野市	189,280	19	150,230	27	135,410	29	387,700	20	281,700	22	248,210	24	567,290	17	394,500	20	361,010	19
藤井寺市	197,300	11	162,700	5	146,500	8	401,100	14	229,500	42	264,500	7	584,800	10	419,700	7	382,500	7
大阪狭山市	197,600	10	161,595	8	143,955	15	393,900	16	290,655	12	250,455	19	568,100	15	397,155	16	356,955	23
富田林市	193,180	15	156,360	16	139,560	20	390,660	18	286,800	15	249,360	21	567,780	16	396,660	17	359,160	21
太子町	181,960	28	146,740	30	131,700	32	405,870	12	268,420	31	233,800	35	532,970	29	370,520	33	335,900	34
河南町	174,170	36	139,470	34	124,330	39	347,390	38	250,430	40	215,730	41	501,170	38	341,830	41	307,130	41
千早赤阪村	139,530	42	83,270	43	93,540	43	282,040	43	189,850	43	164,140	43	409,820	43	260,450	43	234,740	43
河内長野市	201,620	7	158,700	13	141,860	18	409,490	11	291,460	10	253,660	14	596,500	7	409,260	10	365,460	13
堺市	189,876	18	153,193	19	142,921	17	389,196	19	284,981	18	255,221	12	569,676	14	397,281	15	367,521	12
和泉市	184,340	25	151,078	24	136,630	25	412,900	7	279,550	24	245,630	26	546,900	25	388,590	23	354,630	26
高石市	218,750	1	175,780	1	157,420	2	488,650	1	324,620	1	283,420	1	643,650	1	450,620	1	409,420	1
泉大津市	186,595	22	150,550	26	136,320	26	381,674	21	282,260	21	249,320	22	558,060	19	395,260	19	362,320	17
忠岡町	196,000	12	159,500	12	145,500	11	395,600	15	290,500	13	255,000	13	574,100	12	400,000	12	364,500	15
岸和田市	207,300	2	162,700	5	149,300	5	423,400	3	298,100	9	263,100	8	581,900	11	411,900	9	376,900	9
貝塚市	180,830	31	151,660	21	138,380	22	314,830	42	265,660	34	252,380	16	433,860	42	367,490	34	364,410	16
泉佐野市	195,700	13	161,500	9	145,600	10	402,200	13	305,100	6	269,600	5	589,600	9	429,100	5	393,600	5
田尻町	161,468	40	131,655	37	121,105	41	365,277	30	250,734	39	224,605	40	508,967	37	354,234	40	328,105	39
熊取町	188,607	20	138,554	35	135,875	28	381,483	22	277,361	26	241,275	29	554,501	22	382,761	26	346,675	29
泉南市	175,700	35	151,100	23	140,300	19	355,800	35	315,100	3	243,300	28	517,200	34	377,700	30	346,300	30
阪南市	204,060	5	160,600	10	145,720	9	420,740	4	301,660	7	266,920	6	617,740	2	422,860	6	388,120	6
岬町	191,825	16	151,756	20	137,676	23	427,375	2	275,276	28	240,476	30	559,875	18	378,076	29	343,276	31
平均	185,283		147,340		137,769		381,613		278,724		245,909		548,035		387,306		353,847	

*固定資産税5万円と仮定

○と き 平成27年5月25日(月)
午後3時から午後4時15分まで

○ところ 大阪府新別館南館5階 第4研修室

○議事要旨

【議題(1) 調整会議設置要綱の策定について】

- ・調整会議設置にあたり、「大阪府・市町村国保調整会議設置要綱」を新たに策定した旨報告。

【議題(2) 座長及び副座長の選出について】

- ・座長は四條畷市に、副座長は豊中市に決定。

【議題(3) 国保制度改革に関する国の動向について】

- ・これまでの経過と、国保制度改革の内容を説明。具体的には、毎年約3,400億円の追加公費投入により財政基盤の強化がなされること、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり市町村とともに国保を運営していくこと、都道府県において府内の統一的な運営方針(国保運営方針)を策定すること等を説明。

(A市)

新設される財政安定化基金の貸付、交付のルールは、今後この会議の中で決めていくのか。

(事務局)

貸付、交付といった詳細のルールについては、今後国と地方の協議(国保基盤強化協議会)で議論がなされ、政令等で定められるものと考えている。

【議題(4) 議論の方向性について】

- ・府内市町村国保の現状を説明。

その上で、府内統一保険料率をめざし、府内市町村の現状を踏まえ、今後保険料のあり方や運営方針に盛り込む内容等を調整会議及びW・Gで議論していく。

(B市)

今後議論していく前提として、何のためにこのような改革を行うのかということを経験した上で進めていく必要があるのではないか。制度的にも財政的にも、「国保制度の持続可能性の確保」というものを念頭に置いて今後議論していかなければならない。

(大阪府)

大阪の特徴を踏まえたうえで、統一保険料も一つのめざす方向として設定しつつ、最終的には、国保制度を持続可能なものとして運営していく足固めをきっちり議論していくことが大原則。

【議題(5) ワーキング・グループの設置について】

- ・調整会議の下に財政運営W・Gと事業運営W・Gを設け、国保運営方針に盛り込む内容、標準保険料等に関する内容をそれぞれ検討する。具体的には、各検討項目について、府内の標準を定める必要があるのか否か、平成30年度から統一的に実施すべきか否か等について検討する。

【議題(6) 今後のスケジュール等について】

- ・改正法案が成立すれば、国においても国保基盤強化協議会が再開される予定。

各W・Gについては、これから月に1回程度開催していくこととし、第2回調整会議は9月頃に開催する予定。

医療保険改悪 先取りの大阪府では 国保料値上げ“高値平準化”

改悪医療保険法(5月27日成立)は、国民健康保険の財政運営を市町村から都道府県に移して医療費削減を狙っています。大阪府ではその“先取り”が進んでいます。

大阪府では「財政の安定化、負担の公平化、事務の効率化」などを口実に、橋下徹知事(当時)が2010年、「広域化」方針を策定しました。府が交付する特別調整交付金について、「不適正」とみなす繰り入れ(法定外繰り入れ)にはマイナス10点、医療費抑制が進んだプラス20点などと点数で誘導しています(表)。

収納率目標を各自治体が掲げ、下がれば府が交付金を減額するとして、収納率を上げてきました。

また、各自治体の拠出金から医療費を給付する「保険財政共同安定化事業」に所得割を導入しました。これにより、これまで国保料の低かった自治体では保険料が値上がりし、高い方へと移行する「平準化」が起こっています。高槻市、吹田市、交野市などで保険料値上げが進みました。

摂津市では、医療費の増加などを理由に保険料を14年度、15年度と連続値上げしました。14年度は氏全体で900万円の値上げで、所得250万円(40歳以上、65歳未満の2人を含む4人家族)の世帯では年間6万2213円の国保料値上げとなりました。

日本共産党摂津市議団は、国保料の値上げ撤回を主張。「国保料は今でも高すぎて払えないと悲鳴が上がっています。市民に負担を押し付けることはやめるべきです」と強調しています。

一方、拠出金が流入している大阪市では国保料の値下げとはなっていません。引き下げを求める日本共産党議員団に対し、橋下徹市長は「府内市町村の負担割合(所得比)に合わせる」として、13年度2%、14年度2%と連続値上げを実施しました。

	評価基準	点数
「財政健全化」のため	単年度収支が黒字	20
	医療費が「適正」	20
	保険料率が「適正」	20
	一般会計からの繰り入れ	-10
医療費適正化・収納率対策のため	目標収納率の達成	40
	滞納処分の実施	5
	口座振替の推進	10
	収納率の低下	-10

国が責任果たせ 大阪社会保障推進協議会の寺内順子事務局長の話

国保の都道府県化では、700億～800億円規模の「保険者努力支援制度」(2018年度～)がつけられます。“頑張ったところにお金を回す”という、まさに医療保険改悪先取りの、大阪府の仕組みです。

国保財政の改善には、全国の法定外繰り入れ分(3900億円)を大きく上回る5000億、6000億円の国費投入が必要であり、国が責任を果たすべきです。

市町村には、国からの支援金を国保料引き下げに回させるとともに、引き続き一般会計から国保財政への繰り入れをさせるよう運動を強めていきたい。

しんぶん赤旗

「しんぶん赤旗」2015年6月17日付より

平成 2 5 年度決算

	市町村 法定外繰入	累積収支
大 阪 市	14,515,442,769	-12,922,208,092
堺 市	38,671,601	1,986,041,545
岸 和 田 市	299,717,716	-1,388,145,571
豊 中 市	1,168,057,000	2,853,653,174
池 田 市	176,152,298	-656,310,331
吹 田 市	941,576,159	-3,355,386,113
泉 大 津 市	116,467,910	-317,307,864
高 槻 市	1,135,982,923	-689,230,672
貝 塚 市	9,042,673	183,933,957
守 口 市	713,220,000	218,141,125
枚 方 市	1,200,000,000	-1,669,796,135
茨 木 市	713,816,126	149,888,556
八 尾 市	920,612,000	-1,129,399,628
泉 佐 野 市	0	419,239,632
富 田 林 市	125,226,000	-53,373,039
寝 屋 川 市	786,831,042	70,380,871
河 内 長 野 市	10,645,000	412,051,898
松 原 市	170,000,000	-2,406,229,495
大 東 市	83,825,884	-664,200,783
和 泉 市	344,854,000	537,475,207
箕 面 市	468,217,000	-2,007,759,027
柏 原 市	97,264,537	-1,043,176,029
羽 曳 野 市	44,236,242	844,961,296
門 真 市	722,329,791	-2,598,620,488
摂 津 市	400,826,922	-406,769,389
高 石 市	67,000,000	-915,196,538
藤 井 寺 市	140,243,264	-11,005,660
東 大 阪 市	1,564,958,988	-335,854,581
泉 南 市	35,194,723	-402,305,991
四 條 畷 市	61,425,862	2,488,153
交 野 市	23,653,766	102,849,268
島 本 町	3,162,668	238,788,497
豊 能 町	11,401,080	57,842,785
能 勢 町	22,990,259	158,745,010
忠 岡 町	11,219,848	-122,756,169
熊 取 町	9,528,998	-35,645,832
田 尻 町	4,078,405	48,805,977
阪 南 市	68,550,254	-631,568,173
岬 町	1,413,725	57,613,645
太 子 町	2,328,165	9,165,383
河 南 町	5,000,000	95,098,935
千 早 赤 阪 村	0	56,229,849
大 阪 狭 山 市	19,812,162	359,834,240
市 町 村 計	27,254,977,760	-24,899,016,597

2015.2.13

滞納世帯数【平成26年6月1日現在】

保険者		国保世帯数 (A)	滞納 世帯数 (B)	割合(%) B/A	資格証明書 交付世帯数 (C)	割合(%) C/A	短期 被保険者証 交付世帯数 (D)	割合(%) D/A
1	大 阪 市	483,824	101,214	20.9	14,763	3.1	39,230	8.1
2	堺 市	137,881	21,780	15.8	6,735	4.9	8,104	5.9
3	岸 和 田 市	31,571	5,906	18.7	15	0.0	717	2.3
4	豊 中 市	62,361	10,225	16.4	73	0.1	3,419	5.5
5	池 田 市	15,823	2,930	18.5	25	0.2	793	5.0
6	吹 田 市	50,643	18,358	36.2	10	0.0	464	0.9
7	泉 大 津 市	11,486	2,074	18.1	17	0.1	929	8.1
8	高 槻 市	55,329	11,184	20.2	688	1.2	4,898	8.9
9	貝 塚 市	12,977	2,179	16.8	52	0.4	1,010	7.8
10	守 口 市	26,287	7,088	27.0	585	2.2	4,385	16.7
11	枚 方 市	62,231	10,983	17.6	1,180	1.9	5,565	8.9
12	茨 木 市	40,166	3,946	9.8	1,348	3.4	1,950	4.9
13	八 尾 市	46,217	8,476	18.3	166	0.4	637	1.4
14	泉 佐 野 市	15,537	2,564	16.5	65	0.4	761	4.9
15	富 田 林 市	18,360	4,465	24.3	6	0.0	878	4.8
16	寝 屋 川 市	41,392	9,884	23.9	1,263	3.1	1,949	4.7
17	河 内 長 野 市	17,957	2,509	14.0	3	0.0	876	4.9
18	松 原 市	22,494	4,437	19.7	19	0.1	1,787	7.9
19	大 東 市	22,234	5,916	26.6	706	3.2	2,532	11.4
20	和 泉 市	26,282	5,879	22.4	123	0.5	1,216	4.6
21	箕 面 市	20,632	4,749	23.0	85	0.4	605	2.9
22	柏 原 市	11,625	2,719	23.4	24	0.2	437	3.8
23	羽 曳 野 市	19,121	3,609	18.9	95	0.5	400	2.1
24	門 真 市	25,165	6,914	27.5	510	2.0	2,196	8.7
25	摂 津 市	14,683	4,187	28.5	27	0.2	1,136	7.7
26	高 石 市	8,914	1,342	15.1	6	0.1	391	4.4
27	藤 井 寺 市	10,785	2,094	19.4	74	0.7	546	5.1
28	東 大 阪 市	86,850	28,011	32.3	778	0.9	8,803	10.1
29	泉 南 市	11,356	1,752	15.4	55	0.5	1,508	13.3
30	四 條 巖 市	9,220	2,302	25.0	245	2.7	491	5.3
31	交 野 市	11,227	1,404	12.5	159	1.4	245	2.2
32	島 本 町	4,406	554	12.6	0	0.0	126	2.9
33	豊 能 町	3,731	106	2.8	7	0.2	60	1.6
34	能 勢 町	2,044	381	18.6	9	0.4	102	5.0
35	忠 岡 町	2,746	801	29.2	63	2.3	348	12.7
36	熊 取 町	6,496	683	10.5	57	0.9	198	3.0
37	田 尻 町	1,121	134	12.0	0	0.0	68	6.1
38	阪 南 市	9,439	1,519	16.1	5	0.1	1,416	15.0
39	岬 町	3,411	345	10.1	0	0.0	210	6.2
40	太 子 町	2,065	279	13.5	0	0.0	139	6.7
41	河 南 町	2,481	364	14.7	0	0.0	90	3.6
42	千 早 赤 阪 村	1,097	71	6.5	0	0.0	27	2.5
43	大 阪 狭 山 市	8,800	1,273	14.5	2	0.0	501	5.7
計		1,478,467	307,590	20.9	30,043	2.0	102,143	6.9

全 国 20,955,175 3,606,485 17.2 264,553 1.3 1,143,361 5.

2014.7.31

国民健康保険課

平成2年～25年度 府内各市町村国保保険者への法定外補助金(決算ベース)

単位:千円

補助金名	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度
事業助成補助金	294,891	285,470	276,166	267,186	258,772	237,756	199,556	299,553	358,685	385,547	377,511	387,666	465,000
国庫調整補助金	902,713	985,341	876,942	887,169	899,586	767,109	842,584	982,201	1,283,907	1,298,088	1,303,221	1,445,968	1,461,586
波及補助金		-	-	-	876,710	904,578	880,196	996,127	1,120,543	1,260,284	1,299,441	1,306,709	1,625,408
計	1,197,604	1,270,811	1,153,108	1,154,355	2,035,068	1,909,443	1,922,336	2,277,881	2,763,135	2,943,919	2,980,173	3,140,343	3,551,994

補助金名	12年度	11年度	10年度	9年度	8年度	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
事業助成補助金	520,000	505,000	505,000	505,000	625,000	625,000	625,000	625,000	625,000	585,000	585,000
国庫調整補助金	1,457,965	1,594,492	1,656,214	2,149,252	2,050,500	1,934,361	1,831,408	1,715,218	1,439,674	941,744	920,942
波及補助金	1,685,786	1,872,576	1,870,042	2,335,848	2,682,926	2,551,912	2,447,961	2,323,365	2,203,526	2,057,501	1,930,007
計	3,663,751	3,972,068	4,031,256	4,990,100	5,358,426	5,111,273	4,904,369	4,663,583	4,268,200	3,584,245	3,435,949

※事業助成補助金及び波及補助金については、国保組合への補助金を含んでいる。
 国保組合への補助金が占める割合は、事業助成補助金（平成22年度）で2.31%、波及補助金（平成21年度）で0.99%。

〔補助金の内容〕

事業助成補助金：・精神通院・結核医療にかかる自己負担額に対する任意給付を行う国保保険者に補助（補助率1/4）や
 収納率対策事業、保健事業等に対する補助金。
 ・平成19年度からは、精神通院・結核医療にかかる自己負担額に対する任意給付についてのみ補助を実施。

国庫調整補助金：・地方単独医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額分に対する補助（補助率1/2）。

波及補助金：・地方単独医療費助成制度の実施により、増加する医療費の保険者負担分に対する補助（補助率1/2）。

○堀内（照）委員 今、いろいろありましたけれども、大臣は一方で、この三千四百億円の追加公費投入で、一般会計からの繰り入れの必要性は相当程度解消すると考えているとも述べられております。

今、市町村が独自に行っておりますこの一般会計からの繰り入れをやめてしまったら、これは保険料の軽減につながるんじゃないでしょうか。

○唐澤政府参考人 一般会計からの繰り入れにつきましての御質問でございます。

国保はさまざまな御指摘のような構造的な問題を抱えておりまして、私どもの方は、計画的、段階的な赤字の解消に取り組んでいただくよう、これまでも市町村の方をお願いをしてまいりました。

今回、先ほど大臣からお話ございましたように、三千四百億円の財政支援の拡充を行うことにしております。このほかに、予期せぬ給付増あるいは保険料の収納不足ということで財源が足りなくなった場合に備えまして、財政安定化基金というものを都道府県に設置することとしております。また、このほか、保健事業の推進でございますとか、医療費の適正化等の取り組みも行っていて、保険料の適切な設定に取り組んでいただきたいと考えております。

一般会計からの繰り入れにつきましては、これは自治体の判断で御判断いただくことでございますので、私どもがこれをどうということは申し上げられませんけれども、今回の改革によって、さまざまな、三千四百億や基金の設置等をあわせまして国保の財政基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

○堀内（照）委員 いろいろ言われましたけれども、今、一般会計の繰り入れは三千五百四十四億円ですね。ですから、その額だけ見ても、保険料軽減ということにはやはりつながらないと思うわけです。

また、法案では、都道府県が市町村に標準保険料率を示すということになりますが、この標準保険料率というのは、市町村が行っている一般会計からの繰り入れを解消するという一方を一方で言われているわけですから、この保険料率には繰り入れというのは反映されるのでしょうか。

○唐澤政府参考人 都道府県の定める標準保険料率でございますけれども、一般会計の繰り入れ自体は、今現在は市町村の方の御判断で実施をされているものでございますので、私どもの方は、現在の考え方は標準的な住民の皆さんの負担の見える化を図りたいということで、納付金の算定に当たりましては、一般会計からの繰り入れというものは勘案をせずに算定をしていただきたいというふうに考えております。各市町村が、共通な、基本的な要素で納付金の算式を示したいということを考えているところでございます。

○堀内（照）委員 これでは、当然、多くのところで現に今被保険者が支払っている保険料よりも高い額の標準保険料率が示されることになるわけです。保険料はあくまで市町村

が決めるということで、繰り入れの問題も今独自の判断だという御答弁がありましたけれども、一般会計からの繰り入れの解消、こういうことを示すことによって、都道府県が市町村に解消せよということを押しつけるようなことは当然あってはならないと思いますけれども、それは御確認いただけますか。

○唐澤政府参考人 今回の三千四百億円という規模は、現在の国民健康保険の保険料が約三兆円でございますので、一割強というような水準の財政基盤の強化をお願いしたいと考えているわけでございます。

したがって、一般会計の繰り入れの現在赤字の対応にはかなり効果を発揮できるのではないかと考えておりますけれども、ただ、今御指摘いただきましたように、一般会計からの繰り入れをどうするかということにつきましては、それぞれの自治体で御判断をいただく。ただ、私どもといたしましては、国民健康保険の健全な運営ということに努めていたいただきたいと思いますが、これを制度によって禁止するというふうなことは考えていないところでございます。

○堀内（照）委員 繰り入れをやめさせるということは一方的にできないということを確認しておきたいと思います。

ならば、この保険料が高過ぎるという住民の声に応えた市町村の努力にこそ国が応えるべきだと思うわけです。この法案の方向は、標準保険料率を示し、将来的な保険料負担の平準化を進める、一般会計からの繰り入れも解消を目指すような方向だということでは、保険料の軽減にならないということはもう明らかなだと思います。

さらに、納付金の問題であります。

市町村が都道府県に納める納付金は医療費水準や所得水準を考慮されとしながらも、決定された額を当然納めなければなりません。この納付金は、各都道府県がそれぞれ市町村ごとに決めることとなりますけれども、その際、各市町村での保険料の収納率というのはどのように想定されるのでしょうか。

○唐澤政府参考人 現在私どもが考えております納付金、これは、具体的な仕組みは、今後、地方三団体も含めて御協議をさせていただいて、また、各都道府県ごとに県と市町村の間で御協議をしながら最終的には決めていただくものでございますけれども、私どもの現在の考え方は、これからは都道府県が財政運営の責任を持つ、支払いの責任を持つということで、そのために必要な資金と費用というものを各市町村から納付金という形で納めていただくという仕組みにさせていただきたいと考えております。

具体的に納付金の算定方法でございますけれども、現在の考え方は、一つは、その市町村の医療費の水準を反映するということで、これは、いろいろな保健事業などの御努力をいただければ、その成果が医療費水準ということで比例的に反映するような形、それから、他方では、負担能力に応じた負担ということをお願いするという観点から、市町村ごとの所得水準を反映するということを基本にさせていただきたいと考えております。

したがって、各市町村の収納率につきまして、納付金に勘案するということは考えていないところでございます。

○堀内（照）委員 考えていないということですが、都道府県が示す納付金に市町村での保険料が大きく左右されかねないということは当然あるわけです。市町村の収納率が、市町村自身がこれは恐らく想定されるということになると思うんですが、その想定より低ければ、納付金を全額納めるためには、保険料の引き上げか一般財源からの繰り入れかで納付金を確保するしかありません。

しかし、一般会計からの繰り入れがないことが本来のあり方だということであれば、これは保険料を引き上げて徴収するしか道はなくなるわけであります。幾ら市町村が保険料率を決定するんだといっても、今見てきましたように、標準保険料率のあり方や納付金のこの制度のあり方から見ると、どれも保険料引き上げの圧力になるじゃないかと思うわけであります。

また、こうした仕組みが、納付金のためにその原資である保険料の徴収強化にもつながったり、滞納者への一方的な差し押さえ等、制裁の強化にもつながりかねないと思います。大臣の言う保険料の納めやすい環境とはとても言えないと思うわけであります。

その上、重大なのは、保険者努力支援制度を設け、都道府県に医療費適正化計画等、医療に要する費用の目標を定めさせることと一体に、国保の財政運営を握った都道府県が医療費抑制策に乗り出すということになっていることであります。こんなことは絶対に認められないと指摘をして、次の問題に移りたいと思います。

●市町村国保への国・都道府県の負担金等について
※負担金等の制度変更があった年度のみ記載している。

平成25年5月1日

年度	国				都道府県				備考
	療養給付 費等負担 金	調整 交付金	保険基盤安定負担金		高額医療 費共同事 業負担金	事務費 補助金	出産育児 一時金補助金	特定健診 等負担金	
			保険料 軽減分	保険者 支援分	高額医療 費共同事 業負担金				
1959(昭和34)	医療費の 20%	医療費の 5%	-	-	-			-	
1962(昭和37)	医療費の 25%	医療費の 10%	-	-	-			-	
1964(昭和39)		医療費の 5%	-	-	-			-	
1966(昭和41)	医療費の 40%		-	-	-			-	
1984(昭和59)			-	-	-			-	退職者医療制度の 創設
1988(昭和63)			-	-	-			-	保険基盤安定制度・高額 医療費共同事業の創設
1992(平成4)			-	-	-			-	
1993(平成5)	給付費の 40%	給付費の 10%	繰入額の 1/2	-	-			-	
1998(平成10)			定額化	-	-			-	
1999(平成11)			繰入額の 1/2	-	-			-	
2003(平成15)				-	-			-	保険者支援制度(保険基 盤安定制度)の創設
2005(平成17)	給付費の 36%	給付費の 9%		-	-			-	三位一体改革で都道府県保 調整交付金制度の創設
2006(平成18)				-	-			-	保険財政共同安定 化事業の創設
2008(平成20)	給付費の 34%	給付費の 9%		-	-			-	後期高齢者医療制 度の創設
2009(平成21)				-	-			-	出産一時金引上げ(39→ 42万円)に伴う国庫補助 創設
2011(平成23)				-	-			-	
2012(平成24)	給付費の 32%			-	-			-	国庫給付負担金▲2% 府調整交付金+2%